



パキラの私費サービス
重要事項説明書

1. 事業者について

事業者名	株式会社 パキラ
代表者氏名	代表取締役社長 東 佳津也
本社所在地	東京都江戸川区北葛西 1-22-17 メッツ葛西 300 号室
電話番号	03-6663-9420
創業年月	2023 年 7 月

2. 事業所について

(1) 概要

事業所名	訪問介護センターパキラ北葛西本部
管理者氏名	東 佳津也
所在地	東京都江戸川区北葛西 1-22-17 メッツ葛西 300 号室
電話番号	03-6663-9420
事業者番号	<居宅介護事業> 2024 年 1 月 1 日指定 指定番号 132304619 号 <重度訪問介護事業> 2024 年 1 月 1 日指定 指定番号 132304619 号
サービス日（曜日）及び サービス提供時間	月曜日～土曜日 午前 9：00～午後 6：00 365 日サービス提供（24 時間電話連絡体制とする）
休日	日曜日、祝祭日及び 12 月 29 日～1 月 3 日
営業日及び営業時間	月曜日～金曜日 午前 9：00～午後 6：00
サービスを提供する地域	江戸川区内
事業所が行っている 他の業務	<訪問介護事業> 2024 年 1 月 1 日指定 指定番号 1372311249 号

※営業日・営業時間外の利用をご希望の方はご相談下さい。

介 護 事 務 職 員	名	1 名	名	名	名	名	名
-------------	---	-----	---	---	---	---	---

<合計 7 名>

(4) 事業の目的および運営方針

事業の 目的	株式会社パキラが開設する訪問介護センターパキラ(以下「事業所」といいます。)が行う居宅介護・重度訪問介護の事業(及び指定訪問介護事業以下「居宅・訪問介護等事業」といいます。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者(厚生労働大臣が定める者)(以下「居宅・訪問介護員等」といいます。)が、障害者(児)及び要介護・要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅・訪問介護等を提供することにより、地域の共生社会の実現と福祉への寄与を目的とします。
運営 方針	1 事業所の居宅介護員等は、障害者(児)及び要介護・要支援状態にある高齢者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護、その他の生活全般にわたる援助を行います。 2 事業の実施にあたっては、関係区市町村、地域の保健・医療福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

供することや、そのご要望等に応じることとはできません。

～パキラの私費サービスの主な内容～

●身体介護サービス

- ①病院内介助(待ち時間も含む)
- ②趣味活動やお墓参り等の外出介助

●家事援助サービス

- ①提供エリア外の特定物品の買い物
- ②保険適用外の掃除(年末の大掃除等)
- ③正月のおせち等の特別な調理

●入院中の利用者に対するサービス

※不在となる場合、利用者責任においての依頼のみ対応可。

- ①入院時の付き添い・準備
- ②病院内での洗濯
- ③利用者宅への必要物品を取りに行くこと
- ④退院に伴う利用者宅の環境整備

●その他

- ①身体介護
- ②生活援助
- ③その他

サービス提供記録

サービス終了時に提供したサービス内容を記録します。

ご利用者にその記録を確認していただきます。

* 介護支援専門員の開催するサービス担当者会議、その他事業者が遵守すべき運営基準等の法令や加算の要件となる各種の会議等(利用者様またはそのご家族様が参加するものを含む)において、感染防止や多職種連携促進の観点から、利用者様の状態の変化等に留意しつつ、テレビ電話装置等を活用して実施する場合があります。

4. 料金

(1) 利用料金

【 料金表 ー基本料金ー 】

サービス 提供時間	サービス提供時間帯		
	昼間 (8:00～18:00)	日祝日・早朝・夜間 (6:00～8:00) (18:00～22:00)	特定日・深夜帯 (22:00～6:00)
15 分	1,100 円	1,375 円	1,650 円
30 分	2,200 円	2,750 円	3,300 円
45 分	3,300 円	4,125 円	4,950 円
60 分	4,400 円	5,500 円	6,600 円
75 分	5,500 円	6,875 円	8,250 円
90 分	6,600 円	8,250 円	9,900 円
以降 15 分毎	1,100 円	1,375 円	1,650 円

※上記料金は税込み価格となります。

※ヘルパーが2人でサービスを行う場合には、2人分の料金となります。

※救急車への同乗、車利用時の駐車代等については、別途料金が発生する場合があります。

(2) 交通費

1) 「2(1)サービスを提供する地域」に記載されている地域にお住まいの方は無料です。それ以外の地域の方は、ヘルパーが訪問するための交通費（実費）が必要です。

2) サービスに伴う交通費（外出介助、買物、薬受取りの際 等）は利用者様側の負担となります。

(4) その他

- 1) 利用者様のお宅で、サービスを提供するために使用する水道、ガス、電気等の費用は、利用者側の負担になります。
- 2) 利用者様の依頼により記録の複写を交付した場合、複写に係る経費について実費(10円/枚)をお支払いいただくことがあります。
- 3) 料金のお支払い方法
当月の利用料金の合計額を翌月20日までに請求いたしますので、翌月27日(金融機関休業日の場合は翌営業日)に口座振替にてお支払いいただくか、翌月末日までに現金にてお支払い下さい。

5. 契約

(1) 利用対象者様

- 1) 介護保険サービス又は障害福祉サービスをご利用いただいている方
- 2) 介護保険法で定める特定疾病と診断された方
- 3) 1又は2のご家族
- 4) 1～3以外の60歳以上の方

(2) 契約の開始と期間

この契約の期間は、契約締結日から1年間とします。ただし、契約満了の1週間前までに、利用者様から事業者に対して申し出のない限り、自動更新されるものとします。

(3) 契約の終了

- 1) 利用者様のご都合で契約を終了する場合
契約の終了を希望する日の1週間前までにお申し出下さい。
- 2) 事業者の都合で契約を終了する場合
やむを得ない事情により契約を終了させていただく場合は、終了1ヶ月前までに

事業者が利用者やご家族などに対しては公認を避脱する行為を行った場合

- ・事業者が破産した場合

②次の事由に該当した場合は、文書で通知することによって、直ちに契約を終了させていただくことがあります。

- ・利用者様のサービス利用料金の支払いが2ヶ月以上遅延し、支払いを催告したにもかかわらず10日以内に支払われない場合

- ・利用者様が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合

- ・3ヶ月以上にわたってサービスが利用できない状態であることが明らかになった場合

- ・利用者様やご家族様などが事業者や事業所のサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った、または暴言・暴力・ハラスメント等があり、職員とのトラブル及びサービス提供に支障が生じると事業者が判断した場合

6. 身元引受人について

(1) 事業所は利用者の行為能力が低下した、または喪失した場合には身元引受人を求めます。

(2) 身元引受人は以下の責務を負うこととします。

- 1) サービスの利用の申し込み、契約の代行・代理にかかわること

- 2) 介護方針を決定する場合の窓口になること

- 3) 事業者との連絡・調整の窓口となること

- 4) サービス利用に関する必要な援助

(3) 身元引受人は前項の責務のほか、この契約に基づく利用者様の事業者に対する一切の債務につき、利用者様と連帯して履行する責任を負います。

その場合の身元引受人の負担は下記に記載する極度額を限度とします。

(ア) 極度額 30万円

(4) 前項の身元引受人が負担する債務の額は5.(3)の契約終了事由に該当した時に確定するものとします。

- (5) 虐待を受けたと認められた利用者様を発見した場合には、速やかに、市町村または市区町村から委託を受けた地域包括支援センター等に報告・相談します。
- (6) 事業者は、高齢者・障がい者虐待防止のため、スタッフに研修を実施します。

8. 秘密保持

- (1) 事業者は、サービスを提供するうえで知り得た利用者様及びその家族様に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らすことはいたしません。この守秘義務は、本契約が終了した後も同様です。なお、従業員が退職した場合においても、在職中に業務上知り得た利用者様等の秘密を決して漏らしません。
- (2) 事業者は、サービスの提供に係る必要な業務を外部に委託するために個人情報を預託する場合は、必要な契約を締結すると共に、預託する情報を必要最小限に留め、個人情報の厳格な管理・監督を行います。
- (3) 事業者は、利用者様からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において利用者の個人情報を用いることは致しません。
- (4) 事業者は、利用者のご家族様からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において当該ご家族様の個人情報を用いることは致しません。

9. 賠償責任

- 1 利用者様に対するサービス提供時に事業者側の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、事業者が契約している損害保険会社等により利用者に対してその損害額に応じた賠償をします。
- 2 前項において、損害の発生につき、利用者様に過失がある場合は、事業者は損害賠償の額を減額することができます。
- 3 事業者が契約する保険会社は「三井住友海上火災保険株式会社」とします。

緊急連絡先	電 話 番 号	自宅 携帯
-------	---------	----------

※連絡先が変更になった場合は、早急にご連絡ください。

1 1. 事故発生時の対応

事業者が利用者に対して行うサービスの提供中に事故が発生した場合は、利用者のご家族様等に連絡・報告するとともに、必要な措置を講じるものとします。
利用者様に対するサービス提供時に事業者側の責めに帰すべき事由により、利用者様の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、事業者は、損害賠償を速やかに行います。

1 2. ハラスメントの防止

事業者は、スタッフおよび利用者・家族との信頼関係のもと、互いに安心・安全な環境で適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的言動または優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業者等の就業環境が害されることを防止するため、方針の明確化等の必要な措置を講じるものとします。

電 話	03-6663-9420
F A X	03-6663-9421
受付時間	月曜日～土曜日 午前 9 : 00～午後 6 : 00
メールアドレス ※356 日／24 時間受付	info@pakira-care.co.jp

(2) その他の相談窓口

都県や市区町村の相談窓口にも相談や苦情を伝えることができます。

江戸川区 障害者福祉課庶務課	住 所	東京都江戸川区中央 1-4-1
	受付時間	月曜日～金曜日 午前 8 : 30～午後 5 : 15
	電話番号	03-5662-0054
	FAX 番号	03-3656-5874
東京都 社会福祉協議会 福祉サービス 運営適正化委員会事務局	住 所	東京都千代田区神田駿河台 1-8-11 東京 YMCA 会館 3 階
	受付時間	月曜日～金曜日 午前 9 : 00～午後 5 : 00
	電話番号	03-5283-7020
	FAX 番号	03-5283-6997
	住 所	
	受付時間	
	電話番号	
	FAX 番号	

14. 重要事項説明の年月日

事業所

事業所名 訪問介護センターパキラ 北葛西本部
所 在 地 東京都港区北葛西 1-22-17 メッツ葛西 300 号室
管理者名 東 佳津也 印
説明者名

私は、本書面により、事業者からパキラの私費サービスについての重要事項の説明を受け、この内容に同意し、本書面を受領いたしました。

利用者

氏 名 印

☐署名代行者 ☐身元引受人 【利用者との関係】

氏 名 印

法定代理人 【利用者との関係】

※登記事項証明書の写しを添付すること

氏 名 印